



## 第6号様式別表2の3記載の手引

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度（法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含みます。以下同じです。）又は当該連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度（同法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含みます。以下同じです。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（同法第81条の31第5項に規定する中間期間を含みます。以下同じです。）において生じた控除対象個別帰属還付税額について、法第53条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付してください。
- (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
2「控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額①」	当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において法人税法第80条又は第144条の13の規定により欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において同法第81条の31の規定により連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額のうち当該法人に帰せられる額について、古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。	
3「控除未済額③」	①の欄の金額から②の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。	
4「当期控除額④」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に掲げる金額を記載します。この場合において、(1)については、第6号様式又は第6号様式（その2）の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額があるときは、第6号様式又は第6号様式（その2）の①の欄の金額は、第6号様式又は第6号様式（その2）の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額を控除したものととして計算し、(2)については、第6号様式別表1の2（イ）の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額があるときは、第6号様式別表1の2（イ）の①の欄の金額は、第6号様式別表1の2（イ）の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額を控除したものととして計算し、(3)については、第6号様式別表1の2（ロ）の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額があるときは、第6号様式別表1の2（ロ）の①の欄の金額は、第6号様式別表1の2（ロ）の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額を控除したものととして計算し、(4)については、第6号様式別表1の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額があるときは、第6号様式別表1の③の欄の金額は、第6号様式別表1の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額を控除したものととして計算します。 (1) 連結法人及び連結法人であった法人以外の内国法人 ③の欄の金額と第6号様式又は第6号様式（その2）の①+②の金額のうちいずれか低い金額 (2) 恒久的施設帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 ③の欄の金額と第6号様式別表1の2（イ）の①+②の金額のうちいずれか低い金額 (3) 恒久的施設非帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 ③の欄の金額と第6号様式別表1の2（ロ）の①+②の金額のうちいずれか低い金額 (4) 連結法人及び連結法人であった内国法人 ③の欄の金額と第6号様式別表1の③の欄の金額のうちいずれか低い金額（ただし、第6号様式別表1の④の欄に金額が記載されている場合には、③の欄の金額と第6号様式別表1の③の欄の金額から第6号様式別表1の④の欄の金額を控除した金額のう	

ちいずれか低い金額)